

## 日本学校図書館学会研究推進校に関する規程

### (趣旨)

第1条 日本学校図書館学会（以下「本学会」という。）は、学校教育の充実を図るため、本学会が指定する研究推進校と連携して学校図書館に関する実践的・実証的な研究を行う。

### (研究推進校の指定)

第2条 本学会は、実施要項に定める公募に対して応募のあった小学校、中学校及び高等学校（義務教育学校及び中等教育学校を含む）の中から、研究推進校を指定する。

### (研究内容)

第3条 本学会が研究推進校と連携して研究する内容は、次に掲げる通りとする。

- (1) 学校図書館を活用した学習指導及び読書指導の在り方や改善方策等。
- (2) 上記の学習指導及び読書指導を支える組織、施設設備、図書館資料などの在り方や改善方策等。

### (研究期間)

第4条 研究推進校における研究期間は、指定した年度から3年とする。ただし、研究上必要がある場合には、その期間を延長することができる。

### (研究推進校との連携)

第5条 本学会は、研究推進校との緊密な連携を図りながら研究を進める。

- 2 本学会は、研究推進校との連携を進めるに当たっては、当該学校の教育目標や経営方針を尊重することを基本とする。

### (研究推進校に対する支援)

第6条 本学会は、これまで蓄積してきた学校図書館に関する情報を研究推進校に提供するとともに、その求めに応じて可能な限り本学会の会員を講師として派遣する。

- 2 本学会は、研究推進校に対し、研究に必要な経費として実施要項に定める額を支出する。

### (実施要項の制定)

第7条 前条までに定める事項のほか、研究推進校における研究の実施に関し必要な事項は、実施要項で定める。

### 附則

本規程は、平成23年10月15日から施行する。

本規程は、令和4年3月5日から施行する。